現場説明書

「令和7年度吉野熊野国立公園大台ヶ原周回線道路(歩道)木道撤去等設計業務」

1. 現場説明会

本業務の現場説明会を実施しない。

2.「金抜き設計書」資料の取扱い

「金抜き設計書は入札参加者が迅速に見積を行うための参考として供している資料であり、土木設計業務等請負契約書第1条(総則)で規定する「設計図書」でない。また、業務請負契約上、発注者及び受注者の双方を拘束するものではない。

令和7年度吉野熊野国立公園大台ヶ原周回線道路(歩 道)木道撤去等設計業務 特記仕様書

令和7年3月

環境省近畿地方環境事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書(自然公園編)第3篇 設計業務 共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。 なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの(平成29年7月版)を摘要 し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象範囲及び設計対象施設

本業務の対象範囲は、添付の業務対象位置図に示す区間(吉野熊野国立公園大台ヶ原周回線 道路(歩道)のうち、木道区間(L≒0.63km))とし、設計対象施設は、添付の設計対象施設位置 図に示す施設とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約締結日から、令和8年2月6日迄とする。尚、休日には、日曜 日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また、本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する(公示日までに登録が完了している)者

資 格	技 術 部 門	選択科目
技術士	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋
	森林部門	森林土木
	環境部門	自然環境保全
RCCM	河川、砂防及び海岸・海	-
	洋	
	森林土木	-
	造園	-

②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含ま

ず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、 その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している 予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第6条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

- 1. 受注者は、業務計画書(共通仕様書 共通編 1.12)の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2.業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3. 業務実績情報システム (テクリス) に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。

第7条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書1.12の2の定めのほか下記を記載する。

1) 安全管理

第8条 成果物の提出

1. 本業務の成果品は以下のとおりとする。

1) 紙媒体 :報告書 2部 (A4版 チューブファイル 300 頁程度。図面 A3 又は A4版含む)

2) 電子媒体:報告書の電子データを収納した電子媒体 3部 (CD-R 又は DVD-R)

専用ケースにより報告書に各1部格納すること。

3) 提出先 : 近畿地方環境事務所自然環境整備課

- 2. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の 最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
- 3. 電子成果品の提出の際には、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver. 14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。
- 5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に 関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html) を参考に適切な表示を行うこと。

第9条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出 する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは 常に最新データに更新 (アップデート) しなければならない。

第10条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.28の1に示すとおりとする。

第11条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部(主たる部分を除く)を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、 適用しない。
- 3. 第1項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第12条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成する ものとする。

第13条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の (4) に示すとおり、「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省参照)により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」(国土交通省参照)により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式(案)」(国土交通省参照)によること。

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm

第14条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地 踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に 記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第15条 個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(用紙を定めない)を調査職員に提出しなければならない。

第16条 旅費交通費について

本業務において打合せ、現地作業等(現地踏査含む)にかかる旅費交通費は直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。 なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

ただし、現地条件等により率による計上によりがたい事象が生じた場合は、当初契約分も含めて率による計上の対象外とする。

第17条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨(以下の例を参照)を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(例) 設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする 保険に加入しています

第2章 業務内容

第18条 業務の目的

吉野熊野国立公園大台ヶ原周回線道路(歩道)は、大台ヶ原を周回する自然探勝路として整備され、現在では年間7万人程度の利用がある。当該歩道に関して、平成14年度に地域関係者との検討を踏まえた「吉野熊野国立公園大台ヶ原周回線歩道整備基本計画」を策定、平成22年度には基本計画の改定を行い、歩道の整備と保全修復をおこなってきた。しかし、当該歩道は日本有数の多雨地帯にあり、雨水による侵食等の影響を受けて木道や路面等の荒廃が進んでいる。このため、歩道修復に向けた基本設計として「令和3年度(繰越)吉野熊野国立公園大台ヶ原周回線道路(歩道)改修設計業務」(以降、過年度基本設計という。)を実施し、令和6年度には、主に既存木道区間における改修内容にかかる確認と意見交換のための関係者による現地検討会を開催している。

本業務では、過年度基本設計と現地検討会意見を踏まえ、木道撤去と木道撤去後の洗掘対策及び仮歩道設置にかかる実施設計を行うものである。

なお、本業務成果による工事後には、測量及び木道改修の実施設計を経て、複数年度に分けた 木道改修工事を実施見込みである。

第19条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとする。

第20条 設計作業内容

既存木道全延長(L≒0.63km)の撤去、木道撤去後の路面の雨水等による洗掘対策にかかる実施設計を行う。本設計に基づく工事により木道を撤去した区間は、現地条件により木道または歩道として再整備を見込んでおり、洗掘対策としては、木道撤去後から再整備までの期間における雨水等による洗掘防止となる施設であるとともに、できる限り再整備後においても洗掘防止機能を保持した状態で残置可能な施設として設計すること。

木道撤去開始から再整備が完了するまでの期間は当該区間を供用することができないため、 仮歩道のルート検討、仮歩道整備について設計すること。

また、木道撤去後の洗掘対策案、仮歩道案等について、関係者を対象とした現地確認及び意見交換のための現地検討会を開催し、必要に応じて意見を設計に反映すること。

(1) 与条件の確認及び調査

与条件や過年度基本設計の内容を把握し、令和6年度の現地検討会での意見等を踏まえた条件整理を行う。実施設計に必要となる、木道撤去にかかる検討、洗掘対策としての水切りや土留め等の設置箇所の検討、仮歩道ルート、ヘリ運搬にかかる荷吊り及び荷下ろし候補地等の検討のための現地確認を行う。

既存木道の基礎 Co の形状及び状態についても確認すること。

また、過年度基本設計を実施した当時と現地状況に大きな変化がないか確認すること。

(2) 実施設計の検討

基本設計と現地条件等を踏まえた工区分け、木道撤去、木道撤去後の洗掘対策、仮 歩道にかかる整備内容ついて以下を含め検討する。

また、現地作業の適期を考慮した概略工程表についても作成すること。

• 木道撤去

撤去材の仮置き等における植生への影響を最小限にするよう検討すること。 基礎 Co を撤去する場合における周辺環境への影響についても検討、整理すること。

木道撤去後の洗掘対策

傾斜等の現地条件に応じた整備内容とし、できる限り自然素材を用いたものと とすること。

なお、木道及び歩道の再整備後においても洗掘防止機能を保持した状態で残置 可能な施設を検討すること。

• 仮歩道

木道及び歩道の再整備における工区を考慮したルートとし、シロヤシオ等の植生への影響が少なく、整備ボリュームが少ないルート及び整備内容を検討すること。なお、仮歩道は木道撤去後の再整備まで供用を要することに留意すること。

(3) 実施設計図の作成

撤去平面図、施設平面図、構造図、仮設計画図等について作成する。

なお、発注単位(工区ごと)での図面をそれぞれ作成すること。

(4) 数量計算

図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算を行う。 なお、数量計算書は発注単位(工区ごと)で作成すること。

(5) 工事費内訳書の作成

自然公園等工事積算基準に基づく工事費の算出を行う。 なお、工事費内訳書は発注単位(工区ごと)で作成すること。

(6) 実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめた報告書の作成を行う。

(7) 設計協議

以下の設計協議(計7回)を行うこととする。

- 業務着手時
- ・中間打合せ5回
- ▶ 仮歩道ルート案、木道撤去後の洗掘対策案作成時
- ▶ 現地検討会開催前
- ▶ 大台ヶ原自然再生推進委員会の持続可能な利用 WG への参加 2 回
- ➤ 大台ヶ原の利用に関する協議会への参加1回 なお、大台ヶ原自然再生推進委員会の持続可能な利用 WG、大台ヶ原の利用に関 する協議会への参加については、上記設計検討における資料を用いた説明用資 料作成、説明補助、本件にかかる意見部分の記録作成) 含むこととする。
- 報告書とりまとめ時

(8) 現地検討会の開催

大台ヶ原自然再生推進委員会(持続可能な利用 WG)の委員、大台ヶ原の利用に関する協議会の構成員(以下、関係者という。)を中心とした現地検討会を10月頃に開催する。事前の関係者との日程調整、会場確保及び開催案内、説明資料作成、当日の会場設営、運営補助及び議事録作成を含む。

関係者からの意見のうち、工事での留意点等、設計に反映すべき内容については 設計内容の修正等行うこと。

なお、会場は大台ヶ原ビジターセンター内を想定する。

現地検討会では、以下を中心とした説明、現地確認、意見交換を想定する。

- ①木道撤去
 - ▶ 撤去時や撤去材の現地仮置き等における植生等周辺環境への配慮等
- ②木道撤去後の洗掘対策
 - ▶ 傾斜等の現地条件に応じた洗掘対策の場所と内容等
- ③仮歩道
 - ▶ 設置ルート案
 - ▶ 整備内容

- ④上記①~③の現地作業の時期と工期
- ⑤上記①~③にかかるヘリ運搬回数、荷吊り・荷下ろし場所

関係者のうちアドバイザーとして招聘する大台ヶ原自然再生推進委員会(利用WG)の委員5名にかかる旅費・謝金等の支払いについて本業務に含む。旅費は「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に従って支給し、謝金についてはそれぞれ1回あたり14,000円を支給するものとする。なお、旅費の起点は以下を想定する。

旅費起点想定:京都府京都市内(1名)、滋賀県大津市内(2名)、大阪府大阪 市内(1名)、東京都港区内(1名)

第3章 その他

第21条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は次のとおりとし、初回打合せ時に貸与する。

- ・令和3年度(繰越)吉野熊野国立公園大台ヶ原周回線道路(歩道)改修設計業務報告書
- ・ 令和 6 年度開催の現地検討会資料及び議事録

第22条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第23条 業務対象箇所への立ち入り

- 1) 当業務実施箇所は、国立公園特別保護地区に指定されている地域であることから、作業の際には、樹木に損傷を与えたり、林床を踏み荒らしたりしないよう十分に留意すること。
- 2) 現地調査箇所は、歩道及びその周辺であるため、歩道利用者の通行に支障がないよう配慮するものとする。
- 3) 東大台地区の歩道外で行う調査については、事前に入山日、目的、調査者氏名を調査職員に 連絡し、確認を受けなければならない。なお、入山にあたっては、入山前に大台ヶ原ビジタ ーセンターで大台ヶ原自然再生事業の腕章(黄色)を受け取り入山すること。

第24条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第25条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

第26条 適用基準等

業務の実施にあたっては、次の関係通達・技術基準等及び業務等共通仕様書を参照すること。

- 自然公園等施設技術指針
- ・自然公園等工事設計図作成要領及び同解説(自然公園編)
- · 自然公園等工事積算基準(自然公園編)
- 自然公園等工事単価決定要領
- ·自然公園等整備工事內訳書標準書式(自然公園編)
- ・ヘリコプターによる輸送業務の安全管理について(平成22年10月8日事務連絡)

注) 自然公園等事業に係る施設整備関係通達・技術基準等

掲載ホームページ http://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/index.html

業務対象位置図

(奈良県吉野郡上北山村、三重県多気郡大台町)



